

鳥取市内の工業団地における騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定について

1 審議事項

鳥取市河原町に建設予定の工業団地と隣接する可燃物処理施設、さらに騒音の規制地域に含まれていない既存の6工業団地について、騒音規制法に基づく規制地域の指定について審議する。

2 騒音規制法及び鳥取県公害防止条例について

① 騒音規制法（昭和43年法律第98号）

特定施設を設置する工場及び事業場（特定工場等）における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。規制の対象となる施設（特定施設）や建設作業は政令で定められている。

② 鳥取県公害防止条例（昭和46年10月12日鳥取県条例第35号）

クーリングタワー（冷却塔）を設置する工場・事業場、深夜騒音及び拡声器等の騒音について規制が設けられている。

3 騒音の規制地域について

都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

4 鳥取市内の規制状況について

① 鳥取地域

騒音規制法と鳥取県公害防止条例で規制されている。

② 新市域

鳥取県公害防止条例に基づく深夜騒音についてのみ規制されている。

騒音規制法に基づく工場・事業場騒音の規制

1 規制対象

指定地域内に政令で定められた特定施設を設置する工場・事業場

2 規制区域及び規制基準

(単位:デシベル)

時間の区分 地域の区分	昼間 午前8時～午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 翌日の午前6時
	午前8時～午後7時	午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	午後10時～ 翌日の午前6時
第1種区域	50	45	45
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	65	50
第4種区域	70	70	65

3 都市計画法の用途地域と騒音規制法に基づく騒音規制区域との関係

都市計画法	騒音規制法
用途地域の区分	規制区域の区分 (特定工場等)
第1種低層住居専用地域	第1種区域
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	第2種区域
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	第3種区域
準工業地域	
工業地域	第4種区域
工業専用地域	指定地域から除外

鳥取県公害防止条例の騒音に関する規制

1 工場・事業場騒音の規制

① 規制の対象

規制区域内にクーリングタワー（冷却塔）を設置する工場・事業場

② 規制区域及び規制基準

騒音規制法に準じて規制している。

2 深夜騒音の規制

① 規制の対象

県内の工場・事業場すべての事業活動に伴う深夜(22:00～翌朝 6:00)の騒音

② 規制区域及び規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分	基準値
1 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第3種区域及び知事が別に定める場合	50
2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第4種区域及び知事が別に定める場合	65
3 1及び2に掲げる区域以外の区域(工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。)	45

3 規制区域指定による規制値の推移

(単位:デシベル)

	昼間 午前 8 時～午後 7 時	朝・夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～ 翌日の午前 6 時
	現在	なし	なし
指定後 (第4種区域)	70	70	65

鳥取市内にある工業団地一覧

	工業団地名	所在	面積 (ha)	騒音規制法による規制区域
1	古海工業団地	古海	11.7	なし(工業専用地域)
2	叶工業団地	宮長、叶	9.2	なし(工業専用地域)
3	津ノ井工業団地	津ノ井、 南栄町	43.7	なし(工業専用地域)
4	東郷工業団地	本高、北村	20.9	なし(工業専用地域)
5	新津ノ井工業団地	南栄町、広 岡、海蔵寺	13.5	なし(工業専用地域)
6	湖山・千代水流通工業団地	千代水、 湖山町東	158.3	第4種区域
7	鳥取新都市工業団地	若葉台南 7丁目	18.9	第4種区域
8	若葉台北工業団地	若葉台北 6丁目	3.0	第4種区域
9	河原インター山手工業団地 (可燃物処理場を含む)	河原町	21.4	なし
10	高浜工業団地	気高町	8.7	なし
11	青谷駅南工業団地	青谷町	9.5	なし
12	樟原工業団地	用瀬町	4.0	なし
13	布袋工業団地	河原町	4.5	なし
14	今在家工業団地	河原町	0.5	なし
15	糸谷工業団地	国府町	4.4	なし

騒音の目安(出典「全国環境研協議会」)

